

緊急事態宣言下における課外活動の一時停止について

昨今、首都圏の新型コロナウイルスの新規感染者数が増大し、効果的な感染抑制策の実施が求められる状況となっております。政府も首都圏1都3県を対象とする緊急事態宣言を1月7日に発出しました。これを受けて、大学全体では1月11日から「レベル1」に引き上げられ（2月7日までの予定）、駒場のステージもこれに合わせて1月11日よりイエローからオレンジに移行します。

まず申し上げたいことは、昨年12月中旬までは、教養学部・総合文化研究科における感染事例は極めて限定的でした（大学院生・職員については本日現在未だに感染者が出ていません）。学生の皆さんの懸命な努力によって感染拡大が阻止されてきたことについて、教養学部長・総合文化研究科長として、感謝するとともに皆さんを誇りに思います。巷で感染が拡大する中、皆さん本当によく頑張ったと思います（昨年7月31日付の文書で記した「テスト」はまず合格点だといえるでしょう）。

しかしながら本学や本研究科・学部においても、昨年末から新年にかけて、複数の新規感染者の報告がありました。これらのうち、教養学部生についてはいずれもキャンパス外で感染した事例となっておりますが、課外活動に関連する感染事例が複数見られています。なお、課外活動における感染事例は、他大学や高等学校でも多数見られています。

1-3月は定期試験や入学試験、卒業判定に関わる審査などが予定されており、教育機関である大学・大学院には、これらの学務行事を滞りなく実施することが求められています。政府の方針でも課外活動については慎重な対応が要請されています。加えて、ステージオレンジの際は、原則として課外活動はできないことになっています。したがって、本日から順次活動を縮小し、11日以降は原則として課外活動の一時停止をお願いする次第です。しかし、急な変更であることも考慮し、物品などの出し入れや、中止ができない対外試合への参加などは、申請を行うことにより例外的に認める対応も行います。活動停止の時期については、緊急事態宣言の発令中（2月7日までとされていますが、延長の可能性もあります）は継続する見込みです。

課外活動に参加している学生の皆さんには大変ご不便をおかけしますが、これ以上の感染拡大を阻止し、大学における勉学・教育をまず達成することを目指したいと考えております。具体的な感染防止策については、1月7日に大学本部から発出された文書や保健センターのホームページをよく読んで頂きたいと思います。ご理解のほどよろしく御願いたします。